



一般社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター 2020.5.28

新型コロナウイルス対応

中堅外食事業者を対象とする債務保証制度のご案内

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 赤塚 保正

協会は、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた外食事業者の運転資金の円滑な融通を支援するため、債務保証制度を開始いたします。

本制度は、協会の資金拠出と国の助成により債務保証基金を造り、中堅外食事業者（資本金5千万円超 かつ 従業員50人超）が経営維持に必要な新規の借入をする際に、協会が借入金（上限1億円）の8割（上限8千万円）を債務保証するものです。

新型コロナウイルスの感染拡大により、政府および都道府県は、各種の融資制度や信用保証制度、利子補給制度を新設、拡充し、無担保・無利子融資を中心とする資金繰り支援を提供していますが、その対象となる事業者は、大半が中小企業・小規模事業者となっています。飲食業における中小企業は、資本金5千万円以下または従業員50人以下と定義され、中小企業の要件を超える事業者は、これらの融資制度、信用保証制度等を利用できない状況にあります。

長期に亘る店舗休業や時短営業による売上減により、大手・中堅事業者においても手元資金が大きく減少し、運転資金の新規調達は益々必要となってくると考えられます。

協会は、中小企業の定義を超える外食事業者（「中堅外食事業者」）が、経営の維持に必要な運転資金を円滑に調達していただくことへの支援が必須と考え、協会と国の拠出により、本制度を開始いたします。

制度の概要は別紙のとおりですが、手続き等の詳細は「中堅外食事業者特別資金実施規則」に定めています。実施規則は、協会のホームページに掲載していますので、ご利用を希望される中堅外食事業者におかれましては、実施規則に基づいて申込手続きをお願い申し上げます。

なお、「中堅外食事業者特別資金実施規則」は、貸付を行う金融機関にも遵守いただく内容を織り込んでいます。金融機関に借入れ申込みをされるときは、実施規則を合わせてご提出いただく必要があります。

※「中堅外食事業者特別資金実施規則」は、kuriki@jfnet.or.jp（JF事務局 栗城）宛てメールでご請求いただければ、当該メールに返信でお送りします。

お問い合わせは JF 事務局：石井、栗城^{くりき}、宮崎（03-5403-1060）まで。

中堅外食事業者に対する債務保証制度の概要

1. 名称

債務保証事業の名称 中堅外食事業者資金融通円滑化事業

保証対象の貸付金の名称 中堅外食事業者特別資金

2. 事業の目的

新型コロナウイルスで影響を受けた中堅外食事業者に対して信用保証を提供し、経営維持に必要な資金融通の円滑化を支援することで、外食産業の経営の安定化を図り、もって一般消費者の利益の増進に資することを目的とします。

3. 事業の内容

JFの拠出金1億2千万円と国の助成金11億円で基金を造成し、基金を原資として、新型コロナウイルスで経営に影響を受けた中堅外食事業者が金融機関から運転資金の借入れを行うに際し、JFが金融機関に対して債務保証を行います。

4. 対象となる事業者

中小企業信用保険法に定める中小企業の要件を超える外食事業者（中堅外食事業者と定義）で、直近3ヶ月の売上又は売上見込額が、前年同期比で10%以上減少の事業者。

中堅外食事業者とは 資本金5千万円超 かつ 常時使用する従業員数50人超

(注)「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とされています。

5. 資金使途

経営の維持に必要な新規借入れの運転資金とし、既存借入金の借換えや条件変更、または過去の赤字補填資金と判断される借入金は債務保証の対象となりません。

6. その他の条件

(1) 貸付及び保証の限度額

金融機関の貸付限度額 1事業者あたり1億円が上限。

協会の保証限度額 貸付額の8割 かつ 1事業者あたり8千万円が上限。

(2) 保証提供の期間

令和3年3月31日まで。

(3) 貸付金の返済期限

返済期限は5年以内の貸付。※例；2年据置3年分割返済

(4) 指定金融機関

銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、農業協同組合（同連合会を含む）、商工組合中央金庫の中で、JFが制定した約定書の締結を承諾する金融機関。

(5) 保証料

貸付額に対して年0.15%。※返済期間および返済方法に基づき計算し、貸付時に一括で徴収

7. 審査及び債務保証の決定方法

申込時に、所定の財務諸表等の他、経営維持計画の提出が必要となります。債務保証の可否については、第三者委員会を設置して審査、決定を行います。

以上